

| | 法人版（一般措置） | 法人版（特例措置） | 個人版 |
|-----------------|---|--|--|
| 事前の計画策定 | 不要 | 5年以内の特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から 2026年3月31日まで〕 | 5年以内の個人版事業承継計画の提出 〔2019年4月1日から 2026年3月31日まで〕 |
| 適用期限 | なし | 10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から 2027年12月31日まで〕 | 10年以内の贈与・相続等 〔2019年1月1日から 2028年12月31日まで〕 |
| 対象資産 | 非上場株式等の2／3まで | 非上場株式等の全部 | 特定事業用資産の全部 |
| 納税猶予割合 | 贈与：100% 相続：80% | 100% | 100% |
| 承継パターン | 複数の株主から1人の後継者 | 複数の株主から最大3人の後継者 | 先代1人から後継者1人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可 |
| 第二種贈与（相続）ができる期間 | 円滑化法認定の有効期限内に申告期限が到達する贈与（相続） | 同左 | 先代の贈与（相続）から1年以内 |
| 贈与要件 | 一定以上の株式等を贈与すること | 一定以上の株式等を贈与すること ※後継者が複数の場合、10%以上など | その事業に係る特定事業用資産のすべてを贈与（相続）すること |
| 雇用確保要件 | 承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要 | 弾力化 | 雇用要件なし |
| 経営環境変化に対応した免除 | なし | あり ※後継者が重度障害等の場合は代表者要件を免除 | あり ※後継者が重度障害等の場合は納税を免除 |
| 円滑化法認定の有効期限 | 最初の申告期限の翌日から5年間 | 同左 | 最初の認定の翌日から2年間 |
| 相続時精算課税の適用 | 60歳以上の者から18歳以上の推定相続人・孫への贈与 | 60歳以上の者から18歳以上の者への贈与 | 60歳以上の者から18歳以上の者への贈与 |
| 県への年次報告 | 5年間は毎年報告 | 同左 | 不要 |
| 県への臨時報告 | 円滑化法認定の有効期限までに贈与者が死亡した場合には必要 ※切替確認をする場合は不要 | 同左 | 不要 |
| 県への随時報告 | 円滑化法認定の有効期限までに取消事由に該当した場合は必要 ※自ら取消申請をする場合には不要 | 同左 | 同左 |
| 税務署への報告 | 当初5年間は毎年 6年目以降は3年ごと | 同左 | 当初から3年ごと |